

令和2年 第5回（臨時会）

## 厚真町教育委員会会議録

### 1 開会

令和2年3月13日（金）午後2時30分

### 2 閉会

令和2年3月13日（金）午後3時37分

### 3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 佐藤 泰夫 長門 茂明 金光 えり 池川 徹

### 4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 宮下 桂

【書記】学校教育G主幹 田中 紀嘉

### 5 会議録署名委員の指名

（ 佐藤 泰夫 ）

（ 池川 徹 ）

### 6 議 案

議案第1号 厚真町指定文化財災害復旧事業補助金交付要綱の制定について

#### 【質疑】

池川委員 : 第1条の規定において指定された厚真町文化財とは、胆振東部地震の前に指定されている文化財という意味でよいか。

宮下課長 : それだけとは限らない。地震の前後は関係がない。

池川委員 : 地震の時点前の文化財のみを対象にしないのか。

宮下課長 : 要綱上は文化財に指定されていれば対象であると明記されている。

遠藤教育長 : 文化財保護条例において指定されれば、この要綱に基づいて補助を受けるものである。

金光委員 : 要綱制定日以降に指定されても、この要綱が適用となるのか。

- 遠藤教育長 : そうである。その時々に合わせて要綱を制定するものではない。
- 池川委員 : 神社仏閣復旧に向けて檀家からお金を集めている動きがあるが、仮に復旧費がそれで足りていても補助するのか。
- 宮下課長 : 第4条の復旧工事に要した額の2分の1を補助することが基本である。所有者が財源を見込んでいるか、そうでないかに関わらない。申請者の財源の確保状況は問うものではない。上限額を1千万円と定めているため、その金額を支出するもの。
- 池川委員 : 一定程度檀家から集めているのにさらに町が補助するのか。それなら檀家から集めた経費を軽減するとか条件を付けられないのか。
- 宮下課長 : そういったことは、檀家等で協議されるべき内容である。
- 遠藤教育長 : 補助する側の町としてもそこまで介入できない。災害復旧として一定の金額を補助するということ。
- 池川委員 : 財源は北海道から3分の1の補助か。
- 宮下課長 : 間接補助事業である。例えば補助金総額3千万円なら北海道からは1千万円である。
- 池川委員 : 1千万円という上限の根拠は。
- 宮下課長 : 他部署でもっぱら地域コミュニティが管理する神社仏閣の復旧に対する補助事業があり、そちらの上限額は700万円である。これを踏まえ、本補助要綱案の策定時に金額について検討したが、町の財政事情、住民理解など総合的に勘案して1千万円とした。
- 佐藤職務代理 : 今後申請が増えるかもしれないがどうか。
- 宮下課長 : 申請があれば淡々と調査し手続きしていく。
- 池川委員 : 補助期限を令和5年までに設定しているのはなぜか。
- 宮下課長 : 今は復旧途上である。一般的な文化財としてはかなりの数があるので、救済すべきものは置き去りにならないように救っていきたい。
- 金光委員 : 古民家も対象となるのか。
- 宮下課長 : 今後の可能性としてはある。
- 遠藤教育長 : 法人格を持っている神社仏閣について、今回は上限として1千万円を補助する。もう1つは、町が所有する墓地の復旧支援についても意見があったことを確認した。
- 全委員 : 異議なし。

7 その他

(1) 町内小中学校における分散登校等について

【質疑なし】

8 次回委員会の開催日程

・3月26日(木) 午後2時30分(予定)

9 閉会

厚真町教育委員会会議規則第18条の規程により署名する

令和 年 月 日

教育長

令和 年 月 日

署名委員

令和 年 月 日

署名委員

令和 年 月 日

生涯学習課長（調製）